

令和3年1月21日  
福祉部介護保険課

## 第8期介護保険料について

### 1 第8期の介護保険料について

第8期の事業運営期間（令和3年度から令和5年度まで）における第1号被保険者の介護保険料額は、当該期間の介護給付に要する費用等に基づき決定する。

なお、令和3年度からの介護報酬の改定が予定されており、保険料額については、改定の詳細等が国から示され次第改めて算出する。

#### (1) 保険給付等に係る総費用見込額

現時点でのサービス利用量の推計をもとに3か年の見込額を算出する。

	第7期計画値	第8期計画値
3か年の給付等見込額	99,407百万円	106,654百万円

#### (2) 保険料額の算定要素

保険料額については、以下の変更点を踏まえて算出している。

- ①+0.7%の介護報酬改定
- ②調整交付金の平均交付割合を3.76%から3.45%へ変更
- ③保険料収納率を97%から97.5%へ変更

#### (3) 第8期介護保険料額

上記の総費用見込額と算定要素から、現時点で算出した保険料基準額は、下表のとおりである。

	第7期	第8期(基金取り崩し前)
保険料基準額	5,400円	6,300円

#### (4) 介護給付費準備基金の取り崩し

令和2年度末の基金残高は、約40億円と見込んでおり、保険料額の大幅な増額を抑制するために、一定額を取り崩す予定である。

第8期介護保険料及び段階設定について(現時点の考え方)

第8期(16段階)							
所得段階	対象者		保険料			被保険者 構成比 (R2時点)	
			料率	月額			差額
				7期	8期		
第1段階	本人と世帯全員が住民税非課税	生活保護、 老齢福祉年金受給者  合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	0.3	1,620	<b>1,890</b>	270	19.75%
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円以下の方	0.4	2,160	<b>2,520</b>	360	7.89%
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円を超える方	0.65	3,510	<b>4,095</b>	585	8.24%
第4段階	本人が住民税非課税	世帯に住民税課税者がいる方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	0.85	4,590	<b>5,355</b>	765	10.72%
第5段階 (基準額)		世帯に住民税課税者がいる方で、第4段階に該当しない方	1.00	5,400	<b>6,300</b>	900	9.79%
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が125万円未満の方	1.15	6,210	<b>7,245</b>	1,035	14.30%
第7段階		合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.30	7,020	<b>8,190</b>	1,170	11.79%
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.65	8,910	<b>10,395</b>	1,485	7.50%
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.75	9,450	<b>11,025</b>	1,575	3.67%
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	2.05	11,070	<b>12,915</b>	1,845	1.89%
第11段階		合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	2.10	11,340	<b>13,230</b>	1,890	1.03%
第12段階		合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	2.50	13,500	<b>15,750</b>	2,250	1.05%
第13段階		合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	2.80	15,120	<b>17,640</b>	2,520	0.58%
第14段階		合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の方	2.90	15,660	<b>18,270</b>	2,610	0.37%
第15段階		合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の方	3.00	16,200	<b>18,900</b>	2,700	0.39%
第16段階	合計所得金額が1,500万円以上の方	3.10	16,740	<b>19,530</b>	2,790	1.04%	